

## 鑄物師水野太郎左衛門

Tarōzaemon Mizuno the Metal Caster

安野 眞 幸\*

Masaki ANNO

### 【要旨】

本稿は信長が永禄五年二月に鑄物師水野太郎左衛門に宛てて出した折紙を分析したものである。私はここで、この文書の「自他国鍋釜入事可申付之」の部分について、先学の豊田武氏・奥野高広氏とは異なる解釈を導き出し、太郎左衛門が商人司と同様な存在であったことを明らかにした。また以上の分析を通じて、この文書中に、信長と太郎左衛門との交渉内容が埋め込まれており、文書中の「諸役免許」が一般に理解されているような「諸役免除」ではなく、「諸役徴収権の許可」の意味であることを明らかにした。

### 【キーワード】

上野鑄物師 熱田鉄屋 大工 小工 売子 鑄物師商人 国内独占権 全国商品 他国商人 商人司 諸役 門次 所質 免許

### 1 はじめに

本稿の課題は、尾張国春日井郡鍋屋上野村の鑄物師、水野太郎左衛門家に伝来する永禄五年二月付け信長判物を考察することにある。中世や近世の鑄物師についての研究は、名古屋大学国史研究室が1982年に『中世鑄物師資料』を公刊して以来、急速に深化しているが、この文書を逐語解読するなどの詳細な研究は、その公刊以前になされた奥野高広氏、豊田武氏のものがあるのみで、これらを凌駕し、新しい研究水準のもとにこの文書を位置づけ直す個別研究は、管見による限り未だ表れていない。2 問題の所在では資料と先学の解釈をとりあげ、3 分析では当文書の分析を、4 むすびではまとめを行いたい。

### 2 問題の所在

この文書は、信長が水野太郎左衛門に対し、鑄物師として幾つの特権を保証したものである。この折紙の作られた永禄五年とは、信長が桶狭間で今川義元を討ち取ってから2年後で、この年信長は尾張一国を統一し、美濃制圧に向かって動き出しており、正月に織田・徳川両家は清洲同盟を結んでいる。問題の文書を次に掲げる<sup>1)</sup>。

前々任筋目、國中鐘・塔九輪・鰐口可鑄之、次於熱田鉄屋、立橐籥事可停止、然者自他国 鍋釜入事可申付之、諸役・門次・所質等令免許之、無相違者也、仍如件、

永禄五

二月

上野 鑄物

奥野高広氏は著書『織田信長文書の研究』<sup>2)</sup>において、この文書を次のように復元している。虫食い部分の読みとしては問題あるまい。なお「橐籥(たくやく)を立てる」とは「鞆(ふいご)を立てる」ことで、鑄

\* 弘前大学教育学部社会科学教室 Department of Social Studies, Faculty of Education, Hirosaki University

物師たちが鑄金に必要な金属の熔解装置を始動させることを意味した。なお、今後この文書の分析を進めて行くために、事実書きの部分を次のように a～d の 4 つに分解したい。

a 前々任筋目、國中鐘・塔九輪・鰐口可鑄之、次 b 於熱田鉄屋、立橐籥事可停止、然者 c 自他国鍋釜入事可申付之、d 諸役・門次・所質等令免許之、無相違者也、仍如件、

永禄五

二月

上野 鑄物師

織田信長  
花押

太郎左衛門とのへ

以上のように四分解すると、この文書の事実書き部分の文章構造は〈a、次 b、然者 c、d〉となり、a・b は並列関係にある。さらに「しからば c」とあり、a・b と c との関係も明快で、〈a・b だから c である〉として、a・b から論理必然的に c が導かれるとしており、c の対象も a・b と同様太郎左衛門となる。これに対して、c・d の関係は不明確で、c と d は同格なのか、あるいは d は c の説明文なのか等々が問題となる。奥野氏はこの文書を次のように解釈し、説明を付している。

「水野氏は、もと尾張春日井郡鍋屋上野村（名古屋市東区・千種区）に住み、のち清洲に移り、さらに開府後の名古屋に転じ、鍋屋町に居をしめ、現代に及んでいる。信長は水野氏にたいし、a 従来から権利によって尾張国中で鐘・塔の九輪・鰐口を鑄造する特権を認め、b 熱田の鉄屋（鍛冶）が鞆を立てることを禁止した。そして c 他国人が尾張国中で鍋・釜を移入するのを禁止し、水野氏に専売権を与えた。d 水野氏の諸役とか門次の所質などを免除した。織田氏の工業政策が見られる。<sup>3)</sup>」と。

豊田武氏もまた『中世日本の商業史の研究』<sup>4)</sup>の中で、この文書を次のように説明している。「鑄物師水野太郎左衛門は春日井郡鍋屋上野村において古くより鑄物の特権をもっていたが、永禄五年二月、信長より a 従前の如く国中において鐘・塔・九輪・鰐口を鑄造する特権を認められ、且つ d 諸役・門次・所質を免除せられた。信長は同時に彼の特権を保護せんため、b 熱田において鉄屋が鞆籥を立てることを禁じ、またその承認を得ずして、c 他国より鍋釜を尾張に移入することを禁止し」た、と。

c の部分に注目すると、c の部分は、奥野・豊田両氏共に、ここを〈他国の鍋釜が尾張の国に移入することの禁止〉と理解し、「申付」の対象を〈太郎左衛門ではない〉としている。しかしこの理解は〈a・b だから c である〉とした私の文章構造全体に対する理解と異なっている。さらにテキスト c の「申付」とは、「上の者から下の者に処置などを言い渡す。命ずる。」の意であるのに、奥野氏は「申付」の意味を「禁止」とし、さらにその対象を「他国人」とするなど、私の理解と大きく異なっている。

結論を先に言えば、c の部分は、〈鑄物師水野太郎左衛門に国中の専売権を与えたので、他国よりの鍋釜の移入を水野氏に管理させる〉と解釈すべきだと私は思う。なぜなら、すでに豊田氏が同書で明らかにしたように、当時「葦屋釜・播磨鍋・能登釜」などが全国商品<sup>5)</sup>となっており、戦国大名が律令以来の一国単位で領国経済を形成する一方で、畿内を中心に全国の商品流通が活発化しており、自給自足的で閉鎖的な地域経済圏は考えられず、他国産「鍋釜」の国内流入は禁止できなかったと思われるからである。

その故、私はこの文書を次のように解釈できると思う。〈従前の如く国中において鐘・塔九輪・鰐口を鑄造する特権を認め、熱田において鉄屋の営業活動を禁止する。だから他国より鍋釜が尾張に入ることについては太郎左衛門に管理させ、配下の小工・鑄物師商人に対するのと同様、諸役・門次・所質等の取扱権を認める〉と。先学の解釈と大きく異なるのは、c を〈管理〉とし、d を c の説明文とする、c・d の部分であり、先学の解釈よりも水野太郎左衛門の主体性を拡大して解釈したことになる。

この文書全体の理解において大切なのは c の部分と、d の「諸役・門次・所質等、令免許之」である。それ故次章では、c・d を分析するための前提として、当時の鑄物師の在り方、政治権力との関係等々の観点から、まず最初（1）では a を、（2）では b を順に分析したい。次に（3）では上野鑄物師と熱田鉄屋の関係を考察し、さらに（4）では c の文を、（5）では全国的な商品流通と地域経済圏の問題を考察したい。最後の（6）では d の「諸役・門次・所質」と「免許」の四つの言葉を分析したい。

### 3 文書の分析

#### (1) a 「前々任筋目、國中鐘・塔九輪・鰐口可鑄之」について

鍋屋上野村の所在地は、名古屋から瀬戸に向かう街道の途中、守山の付近で、庄内川の支流矢田川の南方にあたり、猿投窯の分布域内にある。鋳物師の仕事には鑄型を作る窯業が含まれることから、粘土等が商品化するまでは、仕事場はよい粘土のとれる場所から離れられなかった。それ故か、水野太郎左衛門家は清洲・名古屋へと転じたものの、信長と共に岐阜・安土に行くこともなく、その後も尾張の土地を離れず、織田家の御用鋳物師、次いで尾張藩の御用鋳物師として近世を迎えた。

aからは、水野太郎左衛門が「前々から」尾張一国内の寺院・仏具に関わる鑄銅製品「鐘・九輪・鰐口」の製造独占権をもち、この既特権を「前々の筋目に任せ」て承認するよう信長に迫ったことがわかる。またこの「前々の筋目」という言葉<sup>6)</sup>から、太郎左衛門家が藏人所や真継家との関係を持つ供御人の系譜を引き、清洲城にいる尾張守護・斯波氏や、岩倉城の上四郡守護代・織田伊勢守家、清洲城の下四郡守護代・織田大和守家などから国郡単位での独占権＝「大工職」の承認を得ていたことが想定される。

aで問題としているのは「鐘・塔九輪・鰐口」である。朝岡康二氏が述べている<sup>7)</sup>ように、鐘などを鑄る作業は「出吹きと称し、寺近くまで鋳物師が出向き、臨時の仕事場で鑄るのが基本であり、「ひとたびその地の鐘を鑄た者は、のちのちまで、その権利をもつことになった」ことから、鋳物師には「梵鐘にたいする特別な気持ち」があったという。それ故、次の史料<sup>8)</sup>からも明かなように、戦国期、鋳物師の国郡ごとでの営業独占権確立には「梵鐘の鑄造」がシンボルとなっていた。

- 1) 永享四年と康正二年に備後国守護山名氏より鋳物師宛てに出された二つの判物<sup>9)</sup>には「築鐘鑄并散在之在所等、可相計者也」とあること。
- 2) 天正四年八月十三日付の「鋳物師職座法度」<sup>10)</sup>の第四条に「鐘鑄等之事者、一国一郡ニ御牒并旧書等所持者有之所江者、仮令旧書頂戴之雖為鋳物師、其所江入乱鑪相建、令鑄營儀、堅可為停止」とあること。
- 3) 『芥田系図<sup>11)</sup>』に「尤当国寺社ノ鑄鐘ハ他ノ鋳物師ヘ鑄造ヲ許サズ、悉皆吾家ノ銘文印キル。又野里同職中ヨリ農具・塩・温釜等ノ口錢銀請来り候」とあること。

高級品製作に係わる鑄銅技術は、日用品製作に係わる鑄鉄よりも技術が高度なことから、鑄銅の鋳物師は同時にcにある「鍋釜」などの鑄鉄業も行っていた<sup>12)</sup>。また彼ら大工鋳物師は独占的な販売圏「売場<sup>13)</sup>」を持ち、販売業者・鍋釜商人たちの元締めをも兼ねていた。「芥田文書<sup>14)</sup>」「西大寺市場<sup>15)</sup>」などから考えると、太郎左衛門も縄張り「売場」内の市場に「鋳物師座」等の「市座」を持ち、諸役・座公事等を徴収し、ここから「市公事錢」を毎年領主に納めていたと思われる。

桜井英治氏の試みた戦国期「野里村金屋法度」の「さきおい・へらおい・さら」等々の解説<sup>16)</sup>によれば、鋳物師が鍋釜を売るとき、同時に鋳物の材料とする壊れた古い鍋釜を回収する「鍋換えの習俗」が、近世のみならず戦国期においても確認され、鋳物師・消費者関係は一回限りの売買に終わらず、継続的なサイクルを持ち、商品の販売圏は同時に原料の仕入圏でもあったという。ここから鋳物師たちの縄張りは「市売り」の対象となる「市場」に限らず、「里売り」の対象もあったとなる。

ここから鋳物師は、地域の結節点・市場のみならず、地域全体をも縄張りとし、くまなく地域住民と接触をし、国内のどんな道にも詳しくあったとなろう。このことが、笹本正治氏が『戦国大名と職人<sup>17)</sup>』の中で、当時鋳物師は武器修理の他、〈道案内の点でも戦国大名に重用されていた〉とした根拠であろう。以上から、鋳物師は商業圏統一のため国内統一に意欲を持ち、戦国大名とも利害が一致しており、このことが、信長の尾張統一が直ちに国内鋳物師の一元化に連動した理由であろう。

信長の父弾正忠信秀は尾張下四郡の守護代・織田大和守配下の三奉行の一人で、祖父信定は津島の経済力を背景に勝幡城を根拠地としたが、信秀は愛知郡に進出し古渡に築城し、那古野城を今川氏から、守山城を松平氏から奪い、伊勢湾経済の中心地熱田を新たに支配領域内にくみこみ、鍋屋上野村に近い末盛城を居城とした。ここから、信秀と水野太郎左衛門との関係も考えられるが、尾張一国内の鑄銅業独占権＝「大工職」は守護公権にのみ係わり、信秀には係わり得なかったものと思われる。

天文二十三年信長は居城を那古野から清洲へと移して以後、かつての守護・斯波氏に代わり、戦国大名として尾張を軍事的・政治的に統一して行く。その過程で太郎左衛門家との間に新たな接点が出来、かつての守護による保護の再確認が、今度は信長に対して求められ、その結果がこの文書に結実したと思われる<sup>18)</sup>。

天文二十四年には、初代の水野太郎左衛門範直は、「大工」として現在名古屋市中区にある尾張功德院所蔵の鉄地蔵<sup>19)</sup>を鑄ており、その活躍が確認される。

それ故、この水野太郎左衛門宛て信長判物成立の前提には、太郎左衛門側からの営業権＝「大工職」に対する確認・保証の要求と、信長側のそれへの承認・安堵という二つの過程が想定される。

## (2) b 「於熱田鉄屋、立棄篇事可停止」について

信長はこの折紙で、aでは、眞継家との関係をもつ「上野鑄物師」水野太郎左衛門家が尾張一国内で「鐘・塔九輪・鱧口」を鑄る特権を承認し、次のbでは、本来商売敵で、信秀・信長の支配下にあったと思われる「熱田鉄屋」の営業活動を禁止している。これは、上野鑄物師の一国規模での営業独占権を、鑄銅業のみならず鑄鉄業についても承認したことを意味し、特権の再確認、「大工職」の一元化であり、「上野鑄物師」による熱田鉄屋の乗っ取り、吸収合併の事実確認である。

網野善彦氏によれば<sup>20)</sup>「鉄屋・金屋」とは鑄物師の集住地をさすとある。現在熱田周辺の地名に「鉄屋・金屋」は見つからないが、熱田と名古屋の間地点には「金山」<sup>20)</sup>がある。ここには熱田神宮の修理職が「金山彦命」を祀った金山神社があり、この社地の森を「金山の森」「鍛冶屋の森」といったとあるので、「熱田鉄屋」はここだと思われる。刀鍛冶が祀るものが稲荷<sup>21)</sup>であることと比較すれば、「上野鑄物師」と「熱田鉄屋」は信仰が近く、仕事の内容も近似していたと思われる。

鉄を扱う職人には「鍛冶屋」と「鑄物師」が考えられるが、「鍛冶屋」と「鑄物師」とでは原料が「鋼鉄」と「鍊鉄」と異なることから、両者は区別される。また「鍛冶屋」の仕事を細分化すると、刀剣類、鉄砲など武器を作る「刀鍛冶・鉄砲鍛冶」と、民衆的な道具である刃物、農具としての鋤鍬等々を製造する「野鍛冶」が考えられる。また刃物製造からは「研ぎ師」が、さらに鉄はリサイクルがきくことから古鉄回収業の存在も考えられる。しかし鋤鍬等は「鑄物師」も製造していたと思われる。

鑄物師たちの在り方を歴史的な長いスパンで考えると、他国鑄物師が国内に入りこみ国内需要を満たす「出職」の段階から、各国内に鑄物師が定着する「居職」の段階に至るといふ。そうなると、古いタイプの「出職」鑄物師の営業に対し「居職」鑄物師の側が禁止を迫り、戦国期以降は、鑄物師の営業権は原則的に国郡単位で確立するという<sup>22)</sup>。梵鐘等は「前々からの筋目」があり、尾張一国内での独占権があっても、鑄鉄業の独占権確立は、鑄物師の近世的展開に対応した出来事なのである。

近世の天命鑄物師<sup>23)</sup>の世界は「総官一鑄物師一鑄掛職の関係で結ばれ」「鑄物師は大工・親方、鑄掛職は小工・下吹とも称された」「鑄物師は基本的には定住し、常時鑄物生産に当たり、鑄掛職は出職で仕事の多寡によって、人数も移動した」「総官には鑄物師代表が当たり、鑄物師を統括するとともに、職業の安定をはかった。また、鑄掛職は、鑄物師に労力を提供する見返りに、給金を受けた」とある。ここから「鑄物師・大工」を企業家に「鑄掛職・小工」を熟練労働者に喩えることができよう。

近世始めの辻村鑄物師<sup>24)</sup>の集団が同村出身者から構成されていたように、この「鑄物師一鑄掛職関係」は血縁関係を基盤としたカースト的閉鎖集団で、中世では営業権・販売圏を守るため武装していた<sup>25)</sup>。「鑄掛職」は近世に独立する職種だが、この「小工」＝「鑄掛職」から、中世の「小工」は鑄物師の仕事の多い時は熟練工として鑄物生産にあたったが、仕事のない時は「出職」して鍋釜販売や、ヨーロッパの鑄掛屋であるジプシー<sup>26)</sup>と同様、馬車等で遍歴していたと想像される。

それ故「小工」たちは各地に散在し、鍋屋上野村で水野氏の下で鑄造活動に従事する他は、遍歴の職人として鑄掛業を行い、鍋釜商人として鑄物販売をもやっていたと思われる。鑄物師の水野太郎左衛門家の営業独占とは、太郎左衛門の出職範囲が尾張一国に限られることを意味したが、他方「小工」たちの出職、旅の範囲は尾張一国に限られなかった。それ故逆に、他国の「小工」たちも、「梵鐘の鑄造」等の大がかりな仕事でない限り、鑄掛業や鍋釜販売等々の形で、尾張国内を遍歴していた。

眞継文書には、大工鑄物師が他国の鑄物師たちを管理していたことを示す、次のような興味深い文書<sup>27)</sup>がある。ここには書き写しの際の「丹波柿足立右衛門所持」との説明書きも添えられている。

鑄物師衆遠夫・陣夫令免許之條、從他国猶以呼集候而、無等閑可令馳走者也、

天正八

十二月七日

松田印

大工源右衛門との

「大工源右衛門」とは丹波国の鑄物師大工足立家の一員であろう。足立家の者たちには「遠夫・陣夫」が免除されていても、「大工源右衛門」は他国の鑄物師を呼び集めることができ、彼らを「遠夫・陣夫」に動員する責任を負っていた。夫役の動員であったため、実際に呼び集められた他国鑄物師は、「小工」や「鑄掛職・鍋釜商人」たちだったであろう。ここから、戦国期に鑄物師の営業独占権が国ごとに確立するといっても、他国の鑄物師が大勢丹波国に入りこんでいた事実が確認されよう。

### (3) 上野鑄物師と熱田鉄屋

「上野鑄物師」が「大工」水野太郎左衛門に率いられた族縁的集団であったのと同様、「熱田鉄屋」もまた「大工」に率いられた血縁的な武装職能集団であった。それ故二つの集団が一つに結合するには大変な困難を伴っていたと考えられる。この問題を理解するために、元亀二年に信長が太郎左衛門宛てに発給した次の朱印状<sup>28)</sup>を見なくてはならない。ここでは、永禄五年の折紙の内容、つまり水野太郎左衛門が得た特権 a・b・c・d は「鉄屋大工識」の一語で表現されて、安堵されている。

鉄屋大工職事、如前々申付候、并屋敷之儀、不可有相違之状如件、

元亀貳

六月廿三日

上野鉄屋

(信長朱印)

太郎左衛門とのへ

この後水野太郎左衛門家は、歴代領主からの発給文書の宛名を見る限り、「上野鑄物師」ではなく「上野鉄屋」と呼ばれている<sup>29)</sup>。この事実から、一つには尾張国春日井郡「鍋屋上野」村が尾張における鑄物師の集住地となったことが想像される。しかし呼び名の変化は社会関係の変化をも表しており、aからは眞継家との関係が窺われるにも拘わらず、永禄五年の信長判物の本質は、水野家の眞継家支配下からの離脱、眞継家支配の「鑄物師」から織田家直属の「鉄屋」への変化であった可能性がある。

つまり、文書の字面から確認されることは、水野氏の尾張一国「大工識」の承認や「上野鑄物師」の「熱田鉄屋」の乗っ取りであるにも拘わらず、実態においては、むしろ形式と内実との逆転現象が考えられ、この折紙の背後には、織田氏による尾張統一や、織田氏による伊勢の北畠・神戸両氏乗っ取りにもあたる出来事が想定される。水野氏が眞継家の支配下に入り獲得した特権「前々の筋目」は否定され、実質において織田弾正家支配下の「熱田鉄屋」が「上野鑄物師」の在り方をリードしたと思われる。

それ故この折紙の隠された目的は、「熱田鉄屋」による「上野鑄物師」の乗っ取りの安堵であり、二つの族縁集団の統合であった。これまで尾張国内の「小工」たちは、少なくとも上野と熱田の二ヶ所での鑄物製造に携わってきたが、今後は鍋屋上野の水野氏の下でのみ働くこととなった。一方水野家は、文禄二年には上野村から都市清洲に、さらにその後、名古屋鍋屋町へ移転した。鑄物師のこの〈農村から都市への移住〉については、市村高男氏の次の議論「都市に住む鑄物師と村に住む鑄物師<sup>30)</sup>」が参考になる。

「都市に住む鑄物師たちは、原料の鉄・銅はもとより、燃料の木炭や鑄型に使用する砂・粘土などをすべて購入し、生産活動にあてることになる。それゆえ、都市居住鑄物師の登場は、原料鉄・銅や木炭・砂・粘土などが商品として広範に流通し、都市に居住しながらも、それを容易に調達できるような条件が整ってきたことを物語っている。同時にそれは、都市居住鑄物師たちが、原料・燃料の直接的な生産や調達その他から解放されて、鑄物生産の生産と販売のみに労働を集中することにより、鑄物職人として純化する条件を得たことをも意味していたのである。」

つまり、農村部の集落に居住し生産活動をしていた鑄物師たちは、熟練労働者としての「小工」の他に、原料・燃料の直接的生産やその調達にあたる非熟練労働者・季節労働者を大量に必要としており、中世という時代は、こうした労働力は「下人」という形態をとったのである。彼らは当然農業労働にも従事したが、

仕事の暇な時は、鍋釜などを販売したり、遍歴の職人として鋳掛業をも行っていたと思われる。それ故、中世鋳物師の世界は〈大工鋳物師—小工—下人〉と定式化されよう。

桜井英治氏は戦国期播磨国野里村の鋳物師の世界が、「鋳物師総管職」の芥田氏、金屋中の正規メンバーである「鋳物師」、金屋の下で製品販売を行う「売子」からなる<sup>31)</sup>ことを明らかにした。また天正十五年四月十五日に遠州森の金屋七郎左衛門に宛てた家康朱印状<sup>32)</sup>には「駿遠両国鋳物師惣大工識之事、右七郎左衛門ニ定上者、小工共可相随、小工、同鋳物師商人并炭籠五口之通、諸役免除之事、不可有相違者也、仍如件」とある。以上から定式は、〈大工鋳物師—小工—売子・鋳物師商人〉と言い直すこととなる。

笹本正治氏の明らかにした<sup>33)</sup>ところでは、近世中葉、明和三年に遠州森の金屋山田七郎左衛門が配下の小工・商人を調査したところ、「配下の小工は六人おり、七郎左衛門を含めた七軒がそれぞれ鍋釜商人と関係を持ち、遠江全体で鍋釜商人は一四九人が数えられる」とある。戦国期野里村の売子が金屋の下にあったのと同様、近世中葉になっても、遠江の鋳物師商人たちは小工を「主人」としていたのである。他方これとは別に、戦国期における原料・燃料等の商品化の動きは「下人」を身分的に解放していった。

それ故、「大工」水野太郎左衛門と「売子」「鋳物師商人」の関係は、「主人—下人」関係から、商品の卸問屋と小売りの関係へと変化し、カーブ的閉鎖集団から解放される方向にあった。ここから、「小工」たちにとっての統合とは仕事場の統一であり、鍋屋上野村への集住となった。他方「売子」たちにとっては、卸問屋である水野太郎左衛門から様々な保護の下に鋳物商品を卸して貰うこととなったと思われる。しかしその決め手は、両者にとって共通の他者、cの「他国より入ってくる鍋釜」の問題であった。

次にcの分析に入りたい。

#### (4) c「自他国鍋釜入事可申付之」について

この文書では、a・bで一国規模での独占権を承認した後、「然者」という順接で繋いで、cでは他国から入ってくる「鍋釜」のことを問題としている。前述したように、この「他国から鍋釜入ること、申し付くべし」の部分で、先学は「停止・禁止」としている。この理解は、この時期国郡ごとに排他的独占権が成立し、太郎左衛門側が〈「大工職」の一国規模での独占がなったのだから、当然尾張一国内の「売場」は全て自分が独占すべきだ〉と主張したはずだと前提に立っている。

しかし、営業独占権は直ちに「売場」独占権に連続し、他国鍋釜の排除につながったのだろうか。鋳物師太郎左衛門の持つ一国規模での営業独占権は、梵鐘の鋳造を中核としていた。これに対応して「市売り」「里売り」を含め、尾張一国内での鍋釜等の鋳物販売権は太郎左衛門の下にあった。しかし「売場」に関しては、水野氏以外の鋳造した鍋釜は尾張国内では販売させないとする閉鎖的な市場独占ではなく、他国の鍋釜もある一定のルールの下で販売されていたと思われる。

網野善彦氏<sup>34)</sup>は「平安末・鎌倉期、回船鋳物師たちは打ち鉄・熟鉄等の原料鉄、鍋・釜・鋤・鍬等の鉄製品、さらに絹布・大豆・小麦等まで持ち、広く諸国を遍歴し交易」していた事実を明らかにした。鋳物師の在り方が「出職」段階から、次の各国内に定着する「居職」段階へと変化すると、原料鉄は全国商品に成長し、回船鋳物師に代わり原料鉄を商う鉄商人が堺を中心に全国を巡回した。「居職」の鋳物師はこの原料鉄に依存していたので、鉄商人が副業として鍋釜販売を行っても、禁止はできなかった。

また「鍋釜」を商う他国商人には、鋳物師配下の「売子」と同様な商人の存在も考えられる。ここに他国鍋釜移入問題の発生根拠がある。「大工識」を持つ鋳物師太郎左衛門は一国規模で製造業を独占していたから、「問屋」として製品「鍋釜」を直属の「売子」に卸すことを通じ、彼らを支配できたが、他国商人に対しては、商品の「卸問屋」でないことから、支配は及ばなかった。ここに信長から太郎左衛門に対して「他国より鍋釜の入る事」への命令「申付」が出された理由がある。

dでは「所質」を問題としている。田中克行氏が明らかにした<sup>35)</sup>ように、「郷質」と「所質」は同じ質取りを意味し、「郷質」が東国における質取りを示す言葉であるに対し、「所質」は西国で使われていたという。それ故「所質」という言葉は、鍋釜を移入する他国の商人たちが京都・堺・大和等々の西国出身であったことを示している。ここから当時全国商品として流通していた京三条釜座の「釜」とか、「播磨鍋・葦屋釜・能登釜」等々が尾張にも出回っていたと想像されるのである。

近世の水野氏のように尾張一国内での販売独占権を強く主張する段階以前の、戦国期「居職」の時代に

は、尾張国内での局地的な縄張りを主張する段階があり、その次に、商売敵の縄張りを吸収し、一国規模で全ての鍋釜販売を取締る段階が考えられる。cとはこれであろう。「他国から鍋釜入ること、申し付くべし」とは、先学のいう「停止・禁止」ではなく、〈管理せよ〉〈取り締められ〉の意味であり、水野氏は丹波の「大工源右衛門」と同様、商人司として、他国の鍋釜商人たちを支配していた。

信長から太郎左衛門に対して出された「他国より鍋釜の入る事」への命令「申付」の内容は、前述した『芥田系図』からは、〈口銭銀の徴収〉や〈営業許可証の公布〉の可能性が考えられるが、以下(6)のろ)諸役免許のところを考えたい。

### (5) 全国商品流通と地域経済圏

鋳物師達の尾張国への「出職」や他国の「鍋釜商人」の流入は、時間的にも、空間的にも、津島神社の祭礼<sup>36)</sup>が関わっていた。狂言「千鳥」に「津島祭」のことがあるなど、中世から近世にかけて、尾張で一番有名な祭礼は津島神社の祭礼であった。津島神社の信仰圏は伊勢神社の信仰圏とも重なり、遠く東国に広がっていた。祭礼の日には遠くから人々が参詣し、その人々を目当てに商人たちも集合し、祭礼の瞬間は、津島神社の境内・門前には全国の人々の交流する巨大都市が出現した。

小島広次氏は富士山頂の十一面観音の鋳鉄像の銘から、中世(明応二年)の津島に鋳物師がいたと主張した<sup>36)</sup>が、これは富士大宮司を檀那とし、津島の住人が願主となり、河内の鋳物師が津島に出職して観音像を鋳造した事例である。この前提には、鋳物師の仕事場(=金大工所)が津島にあったことになる。小島氏は十五、六世紀には〈津島に大工所が存在し、売買された〉こと、慶長年間には〈くぎ大工〉の存在が知られ、大工所が同様に社家たちに売り渡された〉ことを明らかにした。

以上から戦国期の港町津島に鋳物師が存在したことはほぼ間違いないと思われる。鍋屋上野が粘土・砂・木炭などの生産地を背景としていたのに対して、ここ津島は水運によって、必要なものは全て商品として輸入することで、鋳鉄業は成立していた。一方、笹本正治氏が明らかにした<sup>37)</sup>ように、近世初頭に近江辻村の鋳物師たちが、津島祭の際に商売棚を出し鍋釜を販売していた。辻村鋳物師が全国的に活動を開始するのは天正年間以降なので、それ以前は京三条釜座などが店を出していたと思われる。

二代目水野太郎左衛門は文禄二年の清洲移住を機に、辻村鋳物師の来国を禁止するよう領主徳川義直に訴え出たが、執政の平岩親吉は水野氏の要求をそのままは認めず、祭礼時20日間を限り、礼式を出させて、辻村の鋳物師たちを水野の一員として鍋釜販売を許可したという。こうした津島祭りの特例は、寛文年間まで続いた。平岩裁許の意味は、辻村鋳物師はあくまでも「出職」で、津島への「居職」は許可しないが、祭礼の際には水野氏の保護下に鍋釜販売を行う旧慣は守るとのことであろう。

前述した「鍋換えの習俗」により、鋳物師・消費者間には強い結びつきがあり、鋳物師は強固な販売圏を持っていたが、販売される鍋釜には全国的な商品流通の網がさらに覆い被さっていたのである。つまり、永禄五年のこの信長判物以前の尾張国内における鋳物師商人たちの縄張りは、太郎左衛門の縄張りと同様、熱田鉄屋のその他、西国の鉄商人や鋳物師商人たちの縄張りの三者が考えられるが、三者が時間的にも、空間的にも同質でなく、原理的に重複していたことが問題であった。

しかし今や、この三者は水野氏の下に一元的に管理され、太郎左衛門配下の「売子」も、熱田鉄屋の「売子」も、また他国の鋳物師商人たちも皆、太郎左衛門から営業許可証を貰い、尾張国内で鍋釜販売を行なう体制になった。このような太郎左衛門の在り方は、他国の商人をも自己の保護下に置く今川氏の商人司・友野氏とよく似たものと考えられよう。この商人司としての在り方が、尾張国内の太郎左衛門配下の「売子」と熱田鉄屋の「売子」相互間に統一をもたらしたのである。

他方、天正十年七月付け北畠信雄「末盛丸山新市場」宛判物<sup>38)</sup>から、太郎左衛門には市場開催権等を持つ商人司の側面もあったことがわかる。「鍋屋上野」の南に末盛城址があり、「丸山新市場」は水野太郎左衛門の膝元にあたる。当文書伝来の事実から、太郎左衛門は商人司として丸山新市場の開催権等をも持っていたと考えられる。「売子」たちが多くの馬車や牛車を曳いて鉄製品の卸買いをする際、多種多様な商品をこの「末盛市場」で販売し、その売り上げ代金で鉄製品を仕入れていたことが想像される。

その前提には、「鋳物師商人」「売子」や遍歴の「鋳掛師」たちが、鎌倉期の回船鋳物師と同様、移動スーパーマーケットの側面を持ち、本来商うべき鉄製品以外に野鍛冶や鋳掛業のための道具、坩堝・鞆・羽口

等々や原料鉄や回収した古鉄・炭、多種多様な商品等々を大量に馬車や牛車に積み、移動していたことをあげることができよう。以上より、水野氏の持った商業権には、尾張一国内の鑄物製造独占権、鑄物販売許可権、膝元の末盛丸山新市場の市場開催権、問屋としての鑄物の卸業等々が考えられる。

尾張における鑄物師の商圏には、色々なレベルのものがあり、それらが重層的に存在していたのだが、津島の祭礼を中心とする全国的な商品流通圏は信長がもっとも把握しにくいものであった。そこで信長は利害の一致する水野氏と結ぶことにより、これらの重層的な商業圏の把握につとめたわけである。それ故に以下は、次のように解釈できよう。〈他国より鍋釜が尾張に入ることについては太郎左衛門に管理させ、配下の売子同様、彼らに対する諸役・門次・所質等の取り扱いの権利を認める〉と。

そこで、次にdが問題となってくる。

#### (6) d「諸役・門次・所質等令免許之、無相違者也」について

現在の歴史学界の通説的な理解では、「免許」とは「免除」の意味で、「免除特権」を表しているとなる。この理解に合わせてdの解釈を試みると、前述した豊田氏の解釈に到着して行く。しかし、ここでは「免許」の意味を根本に遡って考え直すことを通じて、dはcの説明文であることを明らかにしたい。その次に「諸役・門次・所質」の分析に進みたい。

#### い) 免許

現在の日本中世史の学界においては、「免許」は「免除」の意味だとするのが常識で、史料解釈においても、「免許」を「免除」の意味だとすることに異議を唱える見解はどこにも存在していない。しかし現在の我々の日常世界、我々が無意識的に用いている現代日本語の世界では「免除」と「免許」とは明らかに別の意味であり、両者を区別することの方がむしろ常識である。大学入学時の入学金や授業料は「免除」の対象だが、卒業時に手にするのが教員や医師の「免許」証である。

現在我々が手にすることができる辞書で、「免許」について一番詳しいと思われる小学館『国語大辞典』には、次のように①～⑥の意味が記されている。

- ① ある特定の事を行うことを官が許すこと。許可すること。
- ② 一般には許されていないことを特別に許可すること。
- ③ 名対面を許されること。名詞を許されること。
- ④ 師匠が弟子に、武術・技芸などの修了を認定して授ける名目。またその証書。ゆるし。伝授。免状。
- ⑤ 法令によって、一般には禁止されている行為を、行政官が特定の人、特定の場合に解除し、認めること。
- ⑥ 国家の権利に属する行為について、特定の者に限り、これを行うことができる権利を与えること。

今仮に「免許」本来の意味を②の「特別な許可」だと仮定したとき、師匠・弟子間で意味のある「特別な許可」とは何かを考えると、当然④の「免許皆伝」となる。①・②の用例としてあがっているのは、「貞永式目」と「追加法」で、いずれも鎌倉期の法令である。他方、⑤・⑥の用例はいずれも近代のもので、どちらも①・②からの発展であろう。⑥が「権利付与」の意味なのに対し、⑤には「免除」の意味が含まれている。ここから「免許」イコール「免除」の可能性が出てくる。

しかしここで注目すべきは、②の「特別な許可」の意味の中にも「免除」の意味が含まれていることである。今ここで、「特別な許可」を願うものと、それを許可するものという上下関係にある二人の人物が互いに相対峙する場面を想定したとき、そこには当然「年貢をまけてくれ」「税金を免除してくれ」等々との懇願が想定されよう。しかし「免許」は常にイコール「免除」となると、日本社会においては、被治者の側は常に被害者で、何ら積極的な主張も持たなかったとなる。

しかし「特別な許可」を願うものが何らかの権利を主張し、それを権力側が承認する、「安堵」する、「権利を付与する」ことも原理上はあり得たはずである。言い換えれば「免許」は「免除」の意味だとする現在の歴史学界の常識の背後には、被治者＝被害者、民衆とは何一つ権利の主張をしないものとする愚民観・民衆蔑視の歴史観が存在していると私は思うのである。次に、「免許」「免除」を構成する三つの漢字「免」「許」「除」の訓読みを掲げて、それぞれの文字の持つ意味を考えていきたい。

「免」「許」「除」は順に「ぬぐ、まぬがる、ゆるす」「ゆるす」「のぞく、きよめる、きざはし」となる<sup>39)</sup>。



ここから「免許」を和語で言い換えれば、「ゆるし、ゆるす」となり、「免除」は「まぬがれ、のぞく」となる。より簡潔に言えば「免許」は「ゆるす」であり、「免除」は「のぞく」となる。日本語の「ゆるす」とは「束縛を加えている力を緩くして、自由に行動しうるようにすること。また束縛をゆるめて、相手の要求を聞き入れること」「聴許する」の意味<sup>40)</sup>である。

つまり「免許」本来の意味は、相手の主体性を認め、〈相手の裁量でことが運ばれることを許可する〉の意味であろう。かつての総理大臣の愛用語を借りて説明すれば、「よっしゃ、分かった」となる。となると、当然相手の要求如何によって、同じ言葉が「免除」にも「権利付与」にもなることは明かである。つまり、「免許」が「免除」を意味するか、「権利付与」を意味するかはその言葉自身からではなく、交渉している両当事者間の社会的なコンテキストによって決まるのである。

それ故この文書の「諸役・門次・所質等、令免許之」の場合も、「諸役・門次・所質等」を具体的にどうするのかという述語部分は、信長・水野太郎左衛門間の社会的なコンテキストから考えなければならず、文書上に表現されているのは、①両者が問題しているテーマと、②信長の「よっしゃ、分かった」のみとなる。つまり文書の意味を正しく理解するためには字句の解釈ではなく、文書の差出人と受取人との社会的なコンテキストの考察に進まなければならず、私たちは今、文書解釈の隘路に立つことになる。

このことはルイス・フロイス<sup>41)</sup>が永禄十二年四月八日付けで足利義昭から布教許可状を得た際、日本の免許状の特徴を、次のように述べていることと深く係わっている。「尊師の知らるる如く、公方様又は日本の諸王の免許状は文言極めて簡単にして意味は深長なり。」と。ここでフロイスは、日本の中世文書の特徴が「言葉少なくして意味多し」で、「最小メッセージ型コミュニケーション<sup>42)</sup>」だとしている。例えば、富田林の寺内町に対して出された掟書として有名なものに、次の三好盛長等連著掟書<sup>43)</sup>がある。

掟	富田林道場
一 諸公事免許事、	
一 徳政不可行事、	
一 諸商人座公事之事、	
一 國質、所質并二付沙汰之事、	
一 寺中之儀何も可為大坂並事、	
右之条々、堅被定置畢、若背此旨、於違犯輩者、忽可被処敵科者也、仍下知如件、	
永禄三年三月 日	美作守在判

五カ条の内、第一、第二、第五条は主語プラス述語の形だが、第三、第四条は主語のみで、述語を伴っていない。当事者たちにとって「大坂並たるべき事」でこれらのテーマが何を意味しているか、省略された述語部分は明解なのだろうが、歴史的なコンテキストのわからない後世の研究者には解釈の難しい法令である。今ここでは、この文書の解釈には入らないが、日本の中世古文書が「最小メッセージ型コミュニケーション」に基づいて作成された例としてあげておきたい。

以上から、「最小メッセージ型コミュニケーション」においては、両当事者間の社会的なコンテキストこそが重要で、「免許」の中身は両者の暗黙の了解に任されていたとなる。つまり、信長と水野太郎左衛門との関係から考えると、「諸役・門次・所質等」の「免許」を要求したのは太郎左衛門側で、信長側はその要求に応じて「令免許之、無相違者也、仍如件」と答え、この判物を結んでいる。これは信長側の要求cに対して、水野太郎左衛門側がdの「諸役・門次・所質等」を要求したことになろう。

つまりcの信長側の要求「他国より鍋釜の入る事」の「申付」に対して、dの「諸役・門次・所質等」とは水野氏側が示した条件であり、この条件を「免許」しない限り、「申付」は引き受けられないとしたのである。次に太郎左衛門側の要求した「諸役・門次・所質等」の内容について考えていきたい。

## ろ) 諸役

「諸役」とは一般には「諸々の役」を意味し、「役」の複数形である。ところで、有光友学氏は論文「今川不入権と〈諸役免許〉」において、戦国期の今川氏が領国内の寺社・給人宛てに発給した文書に登場する「諸

役」を、次の五つに分類<sup>44)</sup>している。ここから一口に「諸役」といっても、多義的で何を意味するか、直ちには決定できないことがわかる。

- A 守護役—棟別・反銭・国役・郡役
- B 人夫役—四分一・点役（天役・転役・伝役）・押立・飛脚・用脚・伝馬役・普請人足
- C 軍 役—陣夫・陣僧・陣参・陣取之人数
- D 地下役—所役・地下次諸役・惣郷次之諸役
- E その他—職人役・商売役・山手役・船役・社役・井堤之普請

地域住民である寺社や給人に対しては、一般的に家屋敷や田畑に対し、A「守護役」、B「人夫役」、C「軍役」、D「地下役」などが課せられていることを前提として、その免除が今川氏側からする特別な恩恵を意味していた。我々が問題としている「諸役免許」も、こうした住民税的なものと考えるのが通説で、そうすると「諸役」は上野村の住人水野太郎左衛門に課せられたもので、「諸役免許」とは特別に免除された特権の意味となろう。そう考えると、前述した豊田氏の理解に辿り着くことになる。

しかしながら、この場合の「諸役」とはE「その他」の「職人役・商売役」として理解すべきであろう。となると、前述した『芥田系図』にある「口銭銀の徴収に対応する営業許可証の公布」と関係してこよう。信長が天文廿三年に祖父江五郎左衛門に宛てた文書<sup>45)</sup>には「俵子船老艘之事、諸役等令免許上者、無異儀可往反者也、仍状如件」とある。この場合の「諸役」とは交通税のことで、「諸役免許」とは関銭・津料など〈交通税の免除〉を意味し、〈俵子船老艘に対する自由通行を許可する〉の意味である。

我々が問題としている折紙の「諸役免許」もこれと同じものであろう。鋳物師たちが「市津泊関渡等」を自由に交通し、売買を営むことができる権利には、長い歴史があり、天皇に結びついた供御人であることによっているのだが、信長はここで「諸役免許」という短い言葉でそれを表現し、承認している。それ故、太郎左衛門は他国の売子に対しても、自己の支配下の売子と同様、鍋釜販売に係わる自由通行の許可、「過書・短冊<sup>46)</sup>」等の通行許可書を発給したと考えられるのである。

「諸役免許」をこのようなものと考え、さらにその発展として、発給は当然無償ではなかったはずなので、太郎左衛門は配下の売子と同様、他国の商人たちに対しても、「過書」発給の反対給付として「諸役」の徴収が認められていたとなろう。つまり、「諸役免許」は直接的には〈通行許可書の発給権〉を意味したが、拡大して、〈徴税請負権の許可〉をも意味したと考えられる。それ故信長が水野太郎左衛門に対して行った「諸役免許」とは、〈徴税請負権の許可〉の意味となろう。

信長のこの「諸役免許」は、朝倉氏や今川氏が御用商人・特権商人で「商人司」の橋氏や友野氏に対して行った「諸役免許」とよく似ている。越前の朝倉義景は「商人司」の橋屋に対し、次のような判物<sup>47)</sup>を発給した。

諸商売并諸役等事、去嘉吉元年六月十七日任 御綸旨之旨、所令免許、不可有相違状如件、

元亀貳

十二月十四日

(花押)

橋屋三郎五郎

「諸商売」とはといっても、この場合は薬売りのことで、この文書は薬売りの商売を許可したものである。「諸商売」は「許可」するが、「諸役」は「免除」したでは落着きが悪く、「商売」も「諸役」も共に「許可」する、「安堵」するの意味で、この「免許」は「権利付与」の意となろう。この「綸旨」は、網野善彦氏が明らかにされた天皇の名による自由通行権を示しており、この場合の「諸役免許」とは直接には「過書・短冊」等の〈通行許可書の発給〉を意味していたと考えられる。

ところで、今川氏に代わり駿河を征服した武田氏は、元亀四年に今川氏の「商人頭」であった友野氏に宛てて次のような朱印状<sup>48)</sup>を与えた。

如旧規連雀役、木綿之役等、御代官被仰付候之条、対自他国之商人、無非分様、以寛有役銭可請執之旨、被仰出者也、仍如件、

元龜四年癸酉  
八月廿七日 (龍朱印)  
友野宗善

跡部美作守  
奉之

この朱印状からは、①友野氏が武田氏から連雀役・木綿役の徴収の「代官」に任命されていたこと。②その「役銭」は他国から来た商人たちに対しても徴収できたこと、がわかる。この権限は「旧規の如く」の言葉から、武田氏の駿河支配以前から友野氏に与えられていたと考えられるので、この言葉に対応するものは今川義元の次の判物<sup>49)</sup>となろう。

#### 友野座之事

- 一 当府如前々 可為商人頭之事、
  - 一 諸役免許之事、
  - 一 友野之者、就他座雖令商売、伝馬之事者、可加友野座事、
  - 一 木綿役江尻・岡宮・原・沼津、如前々取之事、自当年為馬番料、木綿廿五端可進納事、
  - 一 友野座江自他座無前々子細、以新儀雖申懸、不可許容事、
- 右、先判壬子年正月廿七日焼失之由、遂訴訟問、重訴出判形也、条々領掌永不可有相違者也、仍如件、
- 天文廿二年二月十四日  
友野次郎兵衛尉

宇佐見隆之氏<sup>50)</sup>は第二条を除いた残り四カ条を全部逐一検討した上で、「友野氏は今川氏と結びつき友野座と呼ばれる座を経営する商人であった。そして商売役を徴収し、今川氏に奉仕していた」と結論を下している。しかし氏は第二条の解釈を保留しているが、商売役徴収権は「木綿役」を記した第四条の他、第二条の「諸役免許」からも説明されるべきであろう。この「諸役」は元龜四年の武田氏朱印状の「連雀役」に対応し、配下の商人たちから徴収したものと考えられよう。

連雀商人に対する「商人頭」としての権限として、友野氏は「役銭」の徴収権が許可されたと理解する点で、氏の議論は我々の考察と一致している。以上、上野の鋳物師水野太郎左衛門、商人司の友野氏、橋氏の三例の分析から、「諸役免許」とは諸役の「免除」ではなくして、諸役徴収権の許可、安堵の意味となろう。

#### は) 門次

「鋳物師商人」「売子」たちは、商品の鉄製品以外に野鍛冶や鋳掛業のための道具、埴塙・鞆・羽口等々や原料鉄や回収した古鉄・炭等々を大量に馬車や牛車に積んで移動していた。牛馬を駆使しての長距離移動に長けていること、鋳掛け、鋳金等の特殊技能などから、戦国大名は彼らを、戦争に際しては工兵隊・陣夫として、平時の普請事業・公共事業に際しては専門技術者として動員した。前述した天正八年の「松田氏判物」からは、他国の鋳物師たちが「遠夫・陣夫」に動員されたことがわかる。

笹本正治氏<sup>51)</sup>は、家康が元龜元年に遠江の引馬(浜松)に築城した際、普請方の惣奉行を勤めた番匠の木原吉次について、「木原氏以下の大工たちは、工兵隊としての意義も大きかった。いざ戦争とというときには、陣小屋はもちろんのこと、敵の城を攻め入るための井廊や柵を作る役割なども負った。このため戦国大名以来、近世大名に至まで、各大名は大工をはじめとする職人集団を組織し、動員できるようにしていた。」と述べている。この番匠と同じことが鋳物師にもあてはまる。

大名が彼らを普請事業・公共事業に動員するための言葉が「門次」であったと思われる。「門次」は「門並」と同じで、「かどなみ」と読み、「郷次」「国次」等と同様に「門毎に」とか、「門に対して一斉に」の意味で、彼らを公共性に訴えて動員したと思われる。しかし「門次」のこの意味から、「門次」の形容詞的な用例<sup>52)</sup>は幾つもあることができる。それ故この場合も「所質」を形容する「門次所質<sup>53)</sup>」か、それとも両者は別々なのか、形容詞か、独立した名詞かが問題となる。

しかしながら、鋳物師関連文書を見ていくと、戦国期の鋳物師に与えられた免除特権には次のようなものがあり、その中の「門次」は形容詞ではなく、独立した名詞と考えられるので、この場合の「門次」を形容

詞と捉え「門次所質」とする先学の理解は誤っている。

諸役・門次・棟別并諸関・駒口・諸商売役等	天文十一年	今川義元 <sup>54)</sup>
津料駒口 伝馬、糠葉追立 門次、諸商売役銭	天正三年	織田信雄 <sup>55)</sup>
諸役免除之儀、可為如往古事、陣夫・門次・伝馬等之事		分国中鑄物師所宛て <sup>56)</sup>

「門次」と並んでいる言葉「伝馬・追立・陣夫・駒口」等々から考えると、「門次」とは、前述した有光友学氏のいうB「人夫役」としての「諸役」に近いものであろう。一方、戦国期の鑄物師の世界も、中世鑄物師と同様〈大工鑄物師—小工—下人・売子〉と考えると、これら免除特権のかなりの部分は、遍歴する〈小工—下人・売子〉に対するものと考えられよう。つまり「門次」には住民税的な色合いと共に、遍歴の職人宛の「人夫役」という二つの側面が考えられるのである。

これは「大工鑄物師」を通じてしか遍歴する職人たちを把握できなかった当時の権力の質とも関係している。同様なことは、前述した今川氏「友野座」定書の第三条で、連雀商人たちに「伝馬役」を課すために、今川氏は商人頭友野氏の組織「友野座」を利用していたことから確認できよう。それ故この場合の「門次」とは、住民としての鑄物師に対する〈特別に免除された特権〉ではなく、商人司の太郎左衛門に対して与えられた他国の「小工—売子」に対する〈動員権〉と理解できよう。

笹本正治氏は、近世において水野氏が尾張鑄物師たちに対して持った支配権を次のように述べている。「水野家の配下の鑄物師や鑄掛は、自家あるいは水野家の代替わり毎に継目の祝儀として、扇あるいは酒肴などを水野家に差し出し、改めて職業の許可を得た。また彼等は鍋一吹毎にえびす鍋として鍋一枚を水野家へ進上しなければならず、加えて太郎左衛門の召集には何をしておいても応ぜねばならなかった。<sup>57)</sup>」と。以上考察した「門次免許」とは最後の「招集権」と対応するものであろう。

既に我々は、「諸役免許」が他国から鍋釜を売りに尾張に入り、販売を行う他国の「売子」たちへに対し、「商人司」でもある水野太郎左衛門が「過書・短冊」等の通行許可証を発給したことを見てきた。この場合の「門次免許」もまた、自国・他国の「売子」たちに対する普請事業・公共事業への課役賦課権であろう。

## に) 所質

信長文書の中で質取りに関する文言のある資料を掲げると、次のようになる。

新儀諸役・郷質・所質 不可取之事	永禄六年	瀬戸宛て制札第三条 <sup>58)</sup>
郷質・所質 不可執之	元亀二年	府中府宮宛て定書第二条 <sup>59)</sup>
国質・郷質 不可押執	元亀三年	金森楽市場令第一条 <sup>60)</sup>
喧嘩口論并国質所質 押買押売 宿之押借以下一切停止事	天正五年	安土山下町中宛て定書第十条 <sup>61)</sup>

「免許」＝「免除」の立場から「所質免許」を解釈すると、信長が太郎左衛門の関係者を「所質」から保護することで、「所質を取るべからず」の意味となる。しかし、「所質を免許する」とか「所質を免除する」との表現は、信長文書にも、他の文書にも登場しない。「所質を取るべからず」の意味であれば、次に「不可取」とか「一切停止」の言葉が続くのが一般である。それ故「所質免許」を「所質を取るべからず」の意味だとする解釈は多少強引で、先学の解釈は成り立たないと思われる。

また豊田武氏は、上野村の住民としての水野太郎左衛門に対する信長の恩恵として、この「所質免許」を捉えているが、住民税としての「所質」というものは本来あり得ないと思う。なぜなら、質取りの行われる場所は地域住民の〈生活の場〉ではなく、市・路地・津・泊など〈公共の場〉であるからであり、また住宅などへの質取りの場合は「譴責使」の入部となり、上野村の住人太郎左衛門に対する特別な免除なら、「理不尽の使い入るべからず」等の言葉が、より適切だったと思われるからである。

「上野鑄物師」と「熱田鉄屋」が互いに対立していた段階では、それぞれの支配下の「売子」たちが互いに縄張り、営業圏「売場」を守るため、縄張りの違反者に対しては商品の没収や身柄の拘束を行い、「質取り」を行うぞと恫喝しあ<sup>62)</sup>い、実際に「質取り」行為を互に繰り返していたと思われるが、今や信長の力を背景として、上野の鑄物師、水野太郎左衛門が尾張一国内の「売場」を統一したのだから、太郎左衛門配下の「売子」たちは、国内での「質取り」の恐怖から解放されたはずである。

しかし、他国から尾張に入り鍋釜を販売する「売子」たちの販売圏は、他の鑄物師たちの販売圏と必ず重複したので、質取りにあう危険性は存続した。それ故この場合の「所質免許」とは、自国・他国の売子に対

する取締権・支配権を握った水野氏が、彼らに対して質取り行為がなされた場合、商人司と同様な権限に基づき、彼らの保護者として、質取りの解決にあたる権限を認められたと解釈できよう。つまり「所質免許」とは、〈彼らが質取りに遭った場合の取扱権〉だと思われる。

「諸役免許」が〈他国の鍋釜販売者への自由交通の許可と、その反対給付としての「諸役」徴収〉を、「門次免許」が〈他国の売子に対する夫役・賦課権、公共事業への動員権〉を意味するとすれば、「所質免許」とは、それに付随したものとなろう。つまり、太郎左衛門が住民として「諸役・門次・所質等」を免除されたとするよりも、「他国より鍋釜が入ること」について管理を命ぜられた太郎左衛門が独自の裁量権を要求して、認められたとする方が、文書理解としては自然であろう。

それ故「諸役・門次・所質等」とは、上野村の住人としての水野太郎左衛門に対してではなく、むしろ鍋釜など鑄物販売に携わった人々に係わるもので、これらに対する独自の裁量権や主体性を水野氏は要求し、信長より認められと理解すべきであろう。

#### 4 むすび

本稿で明らかにしたことを再度纏めることで「むすび」としたい。

1. 信長から水野太郎左衛門に出されたこの折紙は、基本的には水野氏の要求を信長が承認したことを内容としており、aは「鐘を鑄ること」をシンボルとする鑄物師「大工識」の安堵である。具体的には「鐘・鯉口」など鑄銅製造権の独占を承認することであった。bは熱田鉄屋の営業活動の禁止であり、a・bを通じて、尾張一国規模での鑄銅・鑄鉄業の営業権の独占＝「大工識」の承認である。信長の尾張統一と対応して、国内鑄物師も一元化されたわけである。
2. 当時の尾張国内には、鍋屋上野村の水野氏配下の鑄物師、熱田の鉄屋のほか、津島にも鑄物師がいた。津島の鑄物師は全国的な商品流通と深く係わり、集団の組織原理としても下人の解放が進んでいたと思われる。それ故他国の鍋釜の国内流入を禁止することは不可能であった。これに対して、水野氏配下の鑄物師集団は下人組織に依存し、武装した族縁集団という性格を一番強く持っていた。信長はそうした集団を自己に必要なものとして、特権を与えたのである。
3. cの「他国から鍋釜入ること、申し付くべし」とは、信長が制御できない他国の鍋釜を、水野氏に対し〈管理せよ〉〈取り締まれ〉と命令したことを意味している。「大工識」には鑄物の製造と販売の二つの独占権があったが、他国鍋釜の国内流入を禁止できなかったので、販売の独占権とは、鍋釜などを尾張国内で販売する際に、水野氏の許可を得るようとしたわけであらう。これに対して、水野氏側が信長の命令を聞くに際しての条件・要求を突きつけたものがdである。
4. dについては、従来は「諸役・門次・所質等、令免許之」の部分で「諸役・門次所質等」と読んでいたが、「諸役・門次・所質等」と分けて読むべきであり、「免許」の意味も通説とは別な「安堵」「権利付与」の意味である。「諸役免許」の意味は「卸問屋」としての水野太郎左衛門の支配外の他国の鍋釜商人に対する通行許可証の発行、それに対応する諸役の徴収権を意味した。これは、今川の商人司友野氏や越前の商人司の橋氏が持っていたものと同様なものである。
5. 「門次免許」とは他国の鑄物師たちを普請・公共事業などに動員する権限を太郎左衛門に認めることを意味し、信長は太郎左衛門を通じて普請事業への動員体制を整備したのである。「所質免許」とは他国の鍋釜商人に対する、質取り行為からの保護などを意味していた。以上から太郎左衛門は商人司と同じ権限を得ていたのである。全体を通じて、この折紙の中に、差出人側と受取人側との間の対話・交渉の過程が埋め込まれていると理解すべきである。

#### 注

- 1) 佐藤進一・百瀬今朝雄『中世法制史料集 第五巻 武家家法Ⅲ』岩波書店 2001年 35頁、名古屋大学国史研究室編『中世鑄物師史料』法政大学出版局 1982年 第二部参考資料 四五 231頁
- 2) 「上巻」吉川弘文館 第一版 1970年、増訂版 1988年 63、64頁。
- 3) 前掲書 64頁。「塔九輪」は奥野説の通り「塔・九輪」ではなく「塔の九輪」である。
- 4) 岩波書店 1952年 92頁、豊田 武『中世日本の商業』『豊田武著作集第2巻』吉川弘文館 1982年

96頁。事実書きの部分に下線をほどこし、対応するところに a～d を付した。

- 5) 『中世日本の商業史の研究』(前注4) 70、71、76、85頁
- 6) 『中世鋳物師史料』(前注1 参照) 322頁。参考資料四二、四六の網野善彦氏の註参照。
- 7) 「高岡の鋳物師と梵鐘」『日本民俗文化体系14』『技術と民俗 下』小学館 1986 442頁
- 8) 北畠信雄が天正三年十二月に伊勢国一志郡蛸路村の鋳物師に宛てた「鋳物師御免除事」八カ条の第八条には「従他国鋳物師雖入商売、為触口可停止事」とあるが、この場合は他国の鋳物師がする「商売」とは梵鐘を鋳ることであろう。
- 9) 『中世鋳物師史料』眞継文書 二一 23頁、二八 26頁
- 10) 『中世鋳物師史料』眞継文書 一八二 120頁
- 11) 豊田 武『中世日本商業史の研究』 94頁
- 12) 朝岡康二氏は「高岡の鋳物師と梵鐘」の中で「中世以来の鋳物師は、いっぽうで、梵鐘・鰐口などの紀年銘を入れるような青銅製品を作り、もういっぽうでは、鍋釜・犁先など、実用的な鉄器を作っていた」と述べている。
- 13) 網野善彦『中世民衆の生業と技術』東京大学出版会 2001年。桜井英治『日本中世の経済構造』岩波書店 1996年。
- 14) 豊田氏前掲書100頁、豊田 武『中世日本商業史の研究』岩波書店 1952年 96頁
- 15) 佐藤進一・百瀬今朝雄『中世法制史料集 第四卷 武家家法Ⅱ』岩波書店1998年 30頁
- 16) 「野里村金屋法度の解説」『日本中世の経済構造』岩波書店 1996年 199頁
- 17) 吉川弘文館 中世史選書 1988年
- 18) 『クロニク戦国全史』[池上裕子他編 講談社 1995年] では、太郎左衛門は鉄砲製造にも携わり、信長は鉄砲入手のため太郎左衛門を保護したとある。
- 19) 奥野氏前掲書64頁「参考」参照。
- 20) 『平凡社 大百科事典』 一巻の1200頁 「鋳物師」の項。『中世民衆の生業と技術』 261頁
- 20) 平凡社『愛知県の地名』
- 21) 能「小鍛冶」
- 22) 高木昭作『日本近世国家史の研究』岩波書店 1990年
- 23) 柏村祐司『技術と民俗 下』『日本民俗文化体系14』 434頁
- 24) 横田彦彦「鋳物師—辻村鋳物師と眞継家—」[『職人・親方・仲間』『シリーズ近世の身分的周縁3』 2000年 吉川弘文館 所収]
- 25) 市村高男「中世常陸における『職人』の存在形態」[永原慶二・所理喜夫編『戦国期職人の系譜』角川書店 1989年 所収] 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店 1984年 第三部第一章 440頁
- 26) ジュディス・オークリー著 木内信敬訳『旅するジプシーの人類学』晶文社 1986年
- 27) 『中世鋳物師史料』眞継文書 一八九 124頁
- 28) 『中世鋳物師史料』第二部参考資料 四七 232頁
- 29) 『中世鋳物師史料』第二部参考資料 四七、四八、五五、五七、六四、六五、それぞれ232、236、237、240、241頁
- 30) 「中世の鋳物師の集団と集落」(網野善彦編『職人と芸能』吉川弘文館 1994年) 71頁
- 31) 桜井英治「職人・商人の組織」[『日本中世の経済構造』岩波書店 1996年 所収]、
- 32) 『中世鋳物師史料』眞継文書 二三九154頁
- 33) 「職人と職人集団」[朝尾直弘編『身分と格式』『日本の近世7』中央公論社1992年 所収] では、笹本氏は「山田七郎右衛門」としているが、これは「七郎左衛門」の誤りである。
- 34) 『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店 1984年 第三部第一章
- 35) 「全国「郷質」「所質」分布考」[『中世の惣村と文書』山川出版社 1998年 所収] 尾張は「郷質」「所質」の混在地域である。
- 36) 小島広次「津島とお天道さま」[森浩一編『伊勢と熊野の海』『海と列島文化8』1992年小学館 所収]
- 36) 「勝幡系織田氏と津島衆—織田政権の性格をさぐるために—」『名古屋大学日本史論集』下巻

- 37) 笹本正治「近世の鋳物師と鍛冶」〔永原慶二他編『採鉱と冶金』講座 日本技術の社会史』第五巻 日本評論社 1983年 所収〕135頁、「全国に散った鋳物師たち」〔日本鋳造工学会・鋳物の科学技術史研究会編『鋳物の技術史』1997年〕 411、412頁参照
- 38) 『中世法制史料集 第五巻』295頁。
- 39) 白川 静『字統』平凡社 1994年
- 40) 白川 静『字訓』平凡社 1995年
- 41) 『耶蘇会士日本通信』(京畿編)上巻 異国叢書 雄松堂 455頁「1569年6月1日パードレ・ルイス・フロイスよりベルシヨール・デ・フィゲイレドに贈りし書簡」
- 42) 長島信弘「外来文化と土着文化」〔講座比較文化 第六巻 日本人の社会』研究社 1977年 所収〕
- 43) 『中世法制史料集 第五巻』18頁
- 44) 戦国史研究会編『戦国期東国社会論』吉川弘文館 1990年 所収
- 45) 『織田信長文書の研究』(前注2) 37頁
- 46) 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店 1984年
- 47) 牧野信之助『越前若狭古文書選』三秀社 1933年 42～43頁
- 48) 『静岡県史料』第三輯 これとほぼ同じ文で同年月日に魚座に出された定書が『中世法制史料集 第五巻』169頁にある。
- 49) 『中世法制史料集 第四巻』 256～257頁
- 50) 宇佐見隆之「近世の萌芽—商人司」〔『日本中世の流通と商業』吉川弘文館 1999年 所収〕
- 51) 「職人と職人集団」〔朝尾直弘編『身分と格式』『日本の近世7』中央公論社1992年 所収〕
- 52) 水野太郎左衛門文書にある慶長三年の福島正則判物〔『中世鋳物師史料』眞継文書 二六四 166頁〕には、代々の安堵状では「并家屋敷之儀、不可有相違之状如件」とあったところが「并家屋敷ニ付、門次之諸役令免許之状如件」と変更している。
- 53) 奥野高広氏も前掲書においてこのよう読み、「もんなみ」と振り仮名をしている。なお「次」の形容詞的用法としては、前述D「地下役」参照。
- 54) 『中世鋳物師史料』眞継文書 成巻文書 十四 186頁
- 55) 『中世鋳物師史料』第二部 参考資料 四九 233頁
- 56) 『中世鋳物師史料』眞継文書 一九七 128頁
- 57) 「近世の鋳物師と鍛冶」(前注37) 134
- 58) 『中世法制史料集 第五巻』 60頁
- 59) 『中世法制史料集 第五巻』 148頁
- 60) 『中世法制史料集 第五巻』 161頁
- 61) 『中世法制史料集 第五巻』 215頁
- 62) 松岡幹生「〈所質〉〈国質〉考異説」『歴史の理論と教育』No.87 1993年